

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第731号）

2024年7月31日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、政府調達の健全化に3年計画を公表

国務院弁公庁は2024年7月4日、政府調達の健全化を図る3年計画となる『政府調達分野における市場秩序の適正化、法整備、産業発展の促進に向けた3年行動方案（2024～2026年）』を公表しました。この計画は、『政府調達制度の改革を強化する方案』（18年11月の中央全面深化改革委員会により採択）の方針に基づいたものであり、WTOのGPA（政府調達に関する協定）やCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）など国際ルールに照準を合わせ、政府調達に関する法令規則と標準の整備を図ります。政府調達制度の整備を通じて、イノベティブな製品作りの活性化、中小企業や低炭素化事業の発展につなげることも目指しています。

■ 直近の重要政策

財政政策

- ✓ **中国（上海）自由貿易試験区における一時入区保守の関連税制に関する通知**
（財政部など、7/2）

産業政策

- ✓ **特殊設備の更新推進の加速関連作業に関する市場監督管理総局の通知**
（国家市場監督管理総局、6/29）

マクロ政策

- ✓ **公平競争審査条例**
（国務院、6/13）

最低賃金

- ✓ **中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移**
（人力資源社会保障部など、24/7/1時点）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国務院、政府調達 の健全化に 3 年計画を公表

国務院弁公庁は 2024 年 7 月 4 日、政府調達 の健全化を図る 3 年計画となる『政府調達分野における市場秩序の適正化、法整備、産業発展の促進に向けた 3 年行動方案(2024~2026 年)』¹⁾(以下、計画)を公表しました。この計画は、『政府調達制度の改革を強化する方案』(18 年 11 月の中央全面深化改革委員会により採択)の方針に基づいたものであり、WTO の GPA(政府調達に関する協定)や CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)など国際ルールに照準を合わせ、政府調達に関する法令規則と標準の整備を図ります。政府調達制度の整備を通じて、イノベティブな製品作りの活性化、中小企業や低炭素化事業の発展につなげることも目指しています。

この計画は市場秩序の適正化や法整備、産業発展促進などの面からいくつかの取り組みを示しました。主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】計画の主な内容

分野	主な内容
①市場秩序の適正化・ビジネス環境の最適化	1. 4 種類の不正行為の取り締まりを継続 ➢ 財政部などが、調達者による差別的な条項の設置、調達代理機関による不当な料金徴収、サプライヤーによる虚偽の資料提供、サプライヤーによる入札談合という 4 種類の不正行為に対する取り締まりを継続的に展開し、典型的な事例を公開する。
	2. 行政法執行を強化 ➢ 権利救済ルート of 更なる円滑化を図り、各級財政部門は自ら陳情受理の電話番号、届出先及び陳情書見本を公開し、陳情への対応を着実に実施しなければならない。
②法整備・統一的市場の構築をサポート	3. 監督管理手段を革新、業務効率を向上 ➢ 中央政府調達の電子プラットフォームをアップグレードし、情報発信と検索機能を整備し、関連情報の完全性、正確性を向上させ、政府調達の透明性を高める。ビッグデータ分析などの手段を活用し、サプライヤーの入札、プロジェクトの評価・審査などのプロセスを動的に監視し、スマートな監督管理を推進し、監視の実効性を向上させる。 ➢ 健全な信用管理制度を確立する。サプライヤー、調達代理機関、審査評価専門家の嚴重な違法・信用失墜行為の信用記録の収集・公表制度を整備し、省級以上の財政部門は遅滞なく「中国政府調達網」というウェブサイト信用失墜情報を完全かつ正確にアップロードし、「中国政府調達網」と国家企業信用情報公示システム、「信用中国」などのウェブサイト間の情報共有を実現する。 ➢ 信用失墜行為是正後の信用回復メカニズムの導入可能性を検討する。サプライヤーが契約を履行する際の重大な違約に対する制限的措置の整備を検討する。 ➢ 政府調達に対する監督管理の協働を強化する。財政部門は市場監督管理部門と共同でサプライヤーによる虚偽の証明書、検査報告の提供に対して検査を実施し、公安などと連携し政府調達分野の腐敗、不正行為を厳しく取り締まる。
	1. ルールを整備 ➢ 『政府調達制度の改革を強化する方案』を着実に実行し、WTO の GPA (政府調達に関する協定) や CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) など国際ルールに照準を合わせ、政府調達関連法令規則を整備する。 ➢ 政府調達法の改定を積極的に推進し、その実施条例も適時に改定する。政府調達法と入札募集・入札法の整合化を進め、全国的統一市場の構築をサポートする。

¹⁾ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。
https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content_6961215.htm

【図表 1】計画の主な内容（続き）

分野	主な内容
②法整備・統一的市場の構築をサポート	<p>2. 制度を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 貨物・サービスの入札、随意契約、情報発信及び苦情などに関する部門規則の整備、需要管理及び合作イノベーション調達²などの制度の部門規則への格上げを検討する。 ➢ 調達需要に基づき調達方式と評価・審査方法を選択し、公平競争の原則を貫き、調達者の多様なニーズを満たし、イノベーションを奨励する取引制度を構築する。 ➢ 政府調達の政策機能を発揮し、科学技術イノベーション、低炭素化、中小企業の発展などに対する支援を強化する。 <p>3. 標準を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府調達の国産製品標準を策定し、政府調達における各所有制企業が中国本土で生産した製品の平等な扱いを確保する。 ➢ 政府公共調達目録の汎用貨物・サービスの需要標準を策定し、需要標準のカバー範囲を段階的に拡大する。商品包装資材の需要標準を改定し、エコパッケージの利用を促す。都市インフラ施設と電子機器、新エネルギー自動車などのグリーン調達の需要標準を策定し、カーボンフットプリント管理の関連要求を適時に政府調達の需要標準に盛り込み、グリーン政府調達の範囲を拡大する。イノベティブな製品の普及後の政府調達需要標準を策定し、関連産業のイノベーション活動を後押しする。 ➢ 政府調達貨物、建設工事プロジェクト、サービスの入札文書と政府調達契約の標準様式を策定する。
③産業発展促進・国家戦略実施	<p>1. 科学技術イノベーションを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際ルールに準じて、イノベーション志向の政府調達政策体系を構築する。強制調達、優先調達、新製品調達（トライアル発注制度に相当。新製品の開発を支援するため政府調達する仕組み）、需要標準の公表などを通じて、新製品の利用と更新を推し進める。 ➢ 合作イノベーション調達制度を整備し、政府調達によるイノベーション創出へのサポートを図る。 <p>2. 中小企業の発展をサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 400 万元超の政府調達建設工事プロジェクトにおける中小企業向けの枠を 30%以上から 40%以上に引き上げ、政策の実施期間を 26 年末まで延長する。 ➢ 金融機関との政府調達関連情報の共有を進め、政府調達に参加する中小企業の資金調達に便宜を提供する。 ➢ 農村部の産業振興を支援する。政府調達における特定地域の農業副産物向けの枠引き上げ政策の奏功を確保する。域外の中小企業をサプライヤーに引き入れることも進める。 <p>3. グリーン政府調達政策を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ グリーン製品向け政府調達支援策を策定する。グリーン製品として認証された製品、またはグリーン政府調達の需要標準を満たす製品を優先または強制調達する。 ➢ グリーン建材向け政府調達政策の実施対象を 48 都市から 100 都市まで拡大する。病院、学校、オフィスビル、複合施設、展覧館、保障性住宅及び都市再開発などに係る政府調達建設工事プロジェクトにグリーン建材の調達を義務付ける他、実施対象の更なる拡大も検討する。
④保障措置	<p>1. 部門間連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 財政部は国家発展改革委、科学技術部、工業情報化部、生態環境部、住宅城郷建設部、農業農村部、商務部、市場監督管理総局などと協働メカニズムを構築する。 <p>2. 計画を着実に実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各地・各部門は計画を着実に実行する。財政部は 3 年間の業務台帳を作り、各地・各部門の役割分担を明確にする。業務進捗にフォローし、計画の実施状況を定期的に評価する。 <p>3. 政策広報を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各地・各部門は政府調達関連政策措置の広報・解説を遅滞なく展開し、業務上の問題点を解消するため研修を強化する。

（計画に基づき、中国アドバイザー一部作成）

² 調達者がサプライヤーを共同研究開発に招請し、研究開発リスクを共同負担し、研究開発契約に約定された数量もしくは金額に基づき開発した新製品を購入する調達方式を指す。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

財政政策

中国（上海）自由貿易試験区における一時入区保守の関連税制に関する通知

（原文：关于在中国（上海）自由贸易试验区试点暂时进境修理有关税收政策的通知）

財関税 [2024] 18 号

財政部など 2024 年 7 月 2 日公表

【主要内容】

- 『国際高水準の経済・貿易ルールに合わせて、中国（上海）自由貿易試験区の高水準の制度開放を推進する総体方案』（国務院23年12月公表）³を着実に実行するため、財政部は商務部、税関総署などと連名で、中国（上海）自由貿易試験区（臨港新エリアを含む。以下、上海自貿区）の一時入区保守関連税制を盛り込んだ通達を公表した。この通達は7月2日より実施する。
- 域外から一時的に上海自貿区の税関特殊監督管理区域（以下、試行区域）に搬入し、保守を行った貨物に対し、保税メンテナンスの実施を認め、再び搬出する場合は関税、輸入増値税と消費税を免除する。搬出せず、国内販売に転換する場合は規定に基づき、輸入手続きを実施し、関税、輸入増値税と消費税を課さなければならない。
- この政策は洋山特殊総合保税區、上海浦東空港総合保税區、上海外高橋港総合保税區、上海外高橋保税區及び上海自貿区内の国務院により承認されたその他の税関特殊監督管理区域のみに適用する。
- 上記のメンテナンス業務の適用対象となる貨物については、①商務部、生態環境部、税関総署が策定した総合保税區保守製品目録に記載された貨物⁴、②関連規定に基づき、試行区域内における保税メンテナンスの実施が認められたその他の貨物を指す。
- 企業所在地の税関特殊監督管理区域の管理委員会が商務、生態環境、税関などの部門と共同で試行企業リストを策定する。
- 上海市政府は商務部、生態環境部、税関総署、財政部、税務総局などと共同で、入区保守貨物の管理、罰則などを明確にする関連規則を策定する。
- 通達公表前に既に税金を課された輸入貨物に対しては、関連税金を還付しない。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202407/t20240702_3938554.htm

産業政策

特殊設備の更新推進の加速関連作業に関する市場監督管理総局の通知

（原文：市场监管总局关于加快推动特种设备更新有关工作的通知）

国市監特設發 [2024] 63 号

国家市場監督管理總局 2024 年 6 月 29 日公表

【主要内容】

- 『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』（国務院24年3月公表）を着実に実行するため、国家市場監督管理總局は、ボイラやパイプ、ポンペ、建設機械、エレベーターなどの特殊設備の更新加速を図る通達を公表した。
- ボイラの更新については、『産業構造調整指導目録(2024年本)』を厳格に実行し、地方政府の指導をもとに、発電用の灯油ボイラ、固定床式石炭ボイラ、相当蒸発量10トン/時間以下の石炭ボイラ、相

³ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 693 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0746-XF-0105.pdf>

⁴ 商務部などは 3 回に分けて対象製品目録を公表しました。具体的には下記の URL よりご参考できます。⇒ http://m.mofcom.gov.cn/article/b/e/202005/20200502965882_shtml
http://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zgdwjimywg/art/2022/art_e22337c8a3674206af40a666011f8cfc.html
http://wms.mofcom.gov.cn/zcfb/wmzc/art/2024/art_0a181f8f17004a1988f84d82fd967cb2.html

当蒸発量2トン/時間以下のバイオマスボイラ、大気汚染対策重点地域における相当蒸発量35トン/時間以下の石炭ボイラなどを淘汰類に組み入れ、使用登記証を遅滞なく廃止とする。超低排出の要求を満たさない石炭ボイラ、相当蒸発量35トン/時間以下の固定床式バイオマスボイラ、都市部における相当蒸発量35トン/時間以下の石炭ボイラ（農村部は相当蒸発量10トン/時間以下の石炭ボイラ）などを制限類に組み入れ、更新改修とヒートポンプによる代替を支援する。使用寿命を超過した石炭ボイラと熱交換器の更新改修も奨励する。

- ガス主管部門と協力してLPガススタンドの標準更新を推進し、安全上の問題が多いスタンド内のボンベ・圧力容器、パイプを更新改修する。
- 老朽化した住宅用エレベーター及びその部品の更新を実施する。既存の集合住宅におけるエレベーターの増設も支援する。
- 老朽化したロープウェイの更新を推進する。法に基づき15年間使用したロープ保持装置とクランプ装置を淘汰する。観光地内のチェアリフト（いす式の搬器を使用して乗客を運送する索道）をロープウェイ（閉鎖式箱形の搬器を使用して乗客を運送する索道）に更新することを支援する。累計運行時間が4万時間以上または15年以上のロープウェイの重要部品に対する点検を実施し、オーバーホールまたは交換作業を進める。
- 大型遊戯機械の更新を推進する。設計標準使用期限に達し、継続使用価値のない大型遊戯機械本体または主要部品を法に基づき淘汰する。メーカーが長期使用設備の安全性評価を厳格に実施し、設備点検やオーバーホール、交換作業を行うことを促す。
- クレーンと作業車両の更新を推進する。鉄鋼、金属精錬、セメントなどの業界の環境が劣悪な場所で使用されるクレーンに対してスマート化改修を実施することを支援する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/tzsbbs/art/2024/art_40d7ae35f6504e66a22496c18acad0e1.html

マクロ政策

公平競争審査条例

（原文：公平競争審査条例）

国令第 783 号

國務院 2024 年 6 月 13 日公表、8 月 1 日実施

【主要内容】

- 國務院は独禁法などに基づき、企業の自由競争の阻害を避けるため、政策の策定を審査する条例を公表した。地方の保護主義の打破を目指し、全国的統一市場の構築に向けた動きの一環となる。この条例は24年8月1日より実施する。国家市場監督管理総局は今後、具体的な実施規則を策定する。地方政府は公平競争審査業務の実施状況を法治政府、ビジネス環境の最適化などの評価対象に盛り込む。
- 策定した政策措置は、以下の市場参入と撤退を制限する内容を盛り込んで서는ならない。①市場参入ネガティブリスト以外の業種、分野、事業などに対する審査承認手続きを違法に設置する、②特許経営権を違法に設置または付与する、③特定の事業者が提供する商品・サービス（以下、商品）の取扱い、購入、利用を限定する、④非合理、差別的な参入、撤退条件を設置する、⑤その他の市場参入と撤退を制限する内容。
- 策定した政策措置は、以下の商品、要素の自由な流動を制限する内容を盛り込んで서는ならない。①域外及び輸入商品、要素の現地市場への導入を制限する、または現地事業者の域外への移転、商品、要素の輸出を妨げる、②域外の事業者による現地での投資または拠点設立を排除、制限、強制する、③域外の事業者が当地の政府調達、入札募集に参加することを排除、制限する、④域外及び輸入商品、要素に対する差別的な料金徴収項目、料金徴収基準、価格もしくは補助金を設置する、⑤資格・標準、監督管理・法執行などの面において、域外の事業者による当地での投資・事業展開に対して差別的な要件を設ける、⑥その他の商品、要素の自由な流動を制限する内容。
- 策定した政策措置は（國務院の承認を得た場合を除く）、以下の生産経営コストに影響する内容を盛り込んで서는ならない。①特定の事業者に優遇税制を実施する、②特定の事業者に他者と異なる財政奨励金もしくは補助金を支給する、③特定の事業者に要素取得、料金徴収、政府性基金、社会保険料の納付などの面で優遇を与える、④その他の生産経営コストに影響する内容。

- 策定した政策措置は、以下の事業活動に影響する内容を盛り込んで서는ならない。①事業者による独占行為の実施を強制する、または事業者による独占行為の実施に便宜を提供する、②法定権限を超えて政府指導価格を設定し、特定事業者に優遇価格を適用する、③市場原理に基づき価格が決められた商品と要素の値決めに違法に介入する、④その他の事業活動に影響する内容。
- 本条例に違反した政策措置について、如何なる企業・団体及び個人は市場監督管理部門に陳情することができる。市場監督管理部門は陳情を受けた後、遅滞なく対応し、または関係部門に転送して対応させなければならない。市場監督管理部門は、陳情を受理する電話、郵便もしくは電子メールアドレスを公開しなければならない。
- 本条例に従い公平競争審査を行わず、深刻な悪影響をもたらした場合、政策制定部門の直接責任者に対し法に基づき処分を行う。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6957049.htm

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

■ 中国各地の月額最低賃金

遼寧省と黒龍江省は24年5月1日より月額最低賃金を引き上げました。

24年7月1日時点の中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金は下表の通りです。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年
華北	北京	2023年9月	2,420	2,420	2,320	2,320	2,200
	天津	2023年11月	2,320	2,180	2,180	2,180	2,050
	河北	2023年1月	2,200	2,200	1,900	1,900	1,900
	山西	2023年4月	1,980	1,980	1,880	1,880	1,700
	内モンゴル	2021年12月	1,980	1,980	1,980	1,980	1,760
東北	黒龍江	2024年5月	2,080	1,860	1,860	1,860	1,680
	吉林	2021年12月	1,880	1,880	1,880	1,880	1,780
	遼寧	2024年5月	2,100	1,910	1,910	1,910	1,810
華東	上海	2023年7月	2,690	2,690	2,590	2,590	2,480
	江蘇	2024年1月	2,490	2,280	2,280	2,280	2,020
	(蘇州)	2024年1月	2,490	2,280	2,280	2,280	2,020
	浙江	2024年1月	2,490	2,280	2,280	2,280	2,010
	山東	2023年10月	2,200	2,200	2,100	2,100	1,910
	福建	2022年4月	2,030	2,030	2,030	1,800	1,800
華南	広東	2021年12月	2,300	2,300	2,300	2,300	2,100
	(深圳)	2021年12月	2,360	2,360	2,360	2,360	2,200
	広西	2023年11月	1,990	1,810	1,810	1,810	1,810
	海南	2023年12月	2,010	1,830	1,830	1,830	1,670
中部	河南	2024年1月	2,100	2,000	2,000	1,900	1,900
	安徽	2023年3月	2,060	2,060	1,650	1,650	1,550
	江西	2024年4月	2,000	1,850	1,850	1,850	1,680
	湖北	2024年2月	2,210	2,010	2,010	2,010	1,750
	湖南	2022年4月	1,930	1,930	1,930	1,700	1,700
西北	陝西	2023年5月	2,160	2,160	1,950	1,950	1,800
	甘肅	2023年11月	2,020	1,820	1,820	1,820	1,620
	寧夏	2024年3月	2,050	1,950	1,950	1,950	1,660
	青海	2023年2月	1,880	1,880	1,700	1,700	1,700
	新疆	2021年4月	1,900	1,900	1,900	1,900	1,820
西南	重慶	2022年4月	2,100	2,100	2,100	1,800	1,800
	四川	2022年4月	2,100	2,100	2,100	1,780	1,780
	貴州	2023年2月	1,890	1,890	1,790	1,790	1,790
	雲南	2023年10月	1,990	1,990	1,670	1,670	1,670
	チベット	2023年10月	2,100	2,100	1,850	1,850	1,650

※24年以外の金額は23年12月31日時点の基準額(人力資源社会保障部などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

現時点金額の詳細については以下のリンクをご参照ください。

https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi/_fwyd/202407/t20240705_521646.html

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。